

柏原要議員に対する議員辞職勧告に関する決議

令和5年2月21日、市民の方より当該議員である柏原要議員が寄付行為を行っている
と掲載されたホームページがあるとの通報がありました。確認したところ、『菖蒲谷村の遺
構を保存する会』のホームページの支援・協力情報のページに、次のような表記がありま
した。

『ありがとうございます。ご支援・ご協力等の項目及び支援者様を以下にご紹介します。
令和4年7月6日 柏原要様 階段設置用の杭（長さ50cm、20本）寄贈いただきました。』

政治家が選挙区内に金品を贈ること（寄附をすること）は、公職選挙法第199条の2
（公職の候補者等の寄附の禁止）第1項に『公職の候補者又は公職の候補者となろうとす
る者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をして
はならない。』、第2項に『公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者
に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもってするを問
わず、これをしてはならない。』と規定があり、また、有権者が政治家に対して寄附や贈り
物を求めることも禁止されています。

たつの市議会では『たつの市議会基本条例』を制定しており、第17条に『議員は、高
い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果た
すとともに、自己の地位に基づく影響力を行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならな
い。』と議員の政治倫理を規定しています。

これらのことにより、議会運営委員会として市民からの通報を看過することは出来ず、
毅然とした態度をとる必要があることから、次のことについて協議致しました。

1. たつの市議会基本条例に抵触していることについて。
2. 『寄贈いただきました。』とのホームページの掲載を、2月22日の全員協議会
の場で本人も『使い古して廃棄する杭を、階段を留めるための杭として活用しても
らった。』と認めていることについて。
3. 市議会の姿勢が問われていることについて。
4. 2月22日に議会運営委員会及び全員協議会で事案が明らかになって以降、3月
13日に議長宛てに代理人である弁護士から配達証明の文書が送られてきただけ
で、本人から議長及び議会運営委員長に何ら説明がないことについて。

これらを3月14日開催の議会運営委員会において協議した結果、議員辞職勧告を行う
ことが妥当であると、賛成多数で可決されました。

